

練馬区社会福祉協議会フェイスブックページアカウント運用ポリシー

平成 26 年 8 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 このポリシーは、練馬区社会福祉協議会がフェイスブックページを区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック 米国 Facebook,Inc.が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。
- (2) 練馬区社会福祉協議会公式フェイスブックページ 練馬区社会福祉協議会が発信主体となり、運用するフェイスブックページをいう。
- (3) アカウント フェイスブックページを運用するために取得した権利および登録内容をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めをいう。

(運用主体)

第 3 条 練馬区社会福祉協議会公式フェイスブックページの運用主体は経営管理課総務係とし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等を行う。

(アカウント)

第 4 条 練馬区社会福祉協議会公式フェイスブックのアカウント登録内容は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) アカウント登録 管轄課長が行う。
- (2) 登録メールアドレス 上記登録のメールアドレスを使用する。
- (3) その他の事項については、管轄課長が別に定める。

(発信する内容)

第 5 条 練馬区社会福祉協議会公式フェイスブックページは、つぎの各号の情報を発信する。

- (1) 社会福祉協議会のイベント情報や新たな施策、練馬の福祉等に関する情報のうち、広く区民に周知すべき情報。
- (2) 区民の生命・安全に影響を及ぼす恐れのある災害等に関する情報。
- (3) その他、管轄課長が適当と認める情報。

2 情報発信した内容に誤りがあった場合は、ただちに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信する。

(なりすまし等の防止)

第 6 条 第三者によるなりすまし等を防止するため、練馬区社会福祉協議会公式フェイスブックのアカウント情報を社会福祉協議会公式ホームページに常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。

2 なりすまし等を発見した場合は、ただちに練馬区社会福祉協議会公式ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

3 なりすまし等を防止するため、公式アカウントの認証取得申請を行う。

(アカウントの停止または削除)

第7条 フェイスブックのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、練馬区社会福祉協議会公式ホームページを継続して運用することが困難となった場合は、社会福祉協議会ホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(投稿の削除)

第8条 他のユーザーによる次に定める内容を含む投稿を禁止するとともに、管轄課長は、これらの投稿を予告なく削除することとする。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反する恐れがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の社会福祉協議会又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なるうわさやうわさを助長させるもの
- (9) 本人の了承なく個人情報を特定、開示又は漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) その他、社会福祉協議会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(遵守事項)

第9条 練馬区社会福祉協議会公式フェイスブックページの運用にあたっては、社会福祉協議会が別に定める「ソーシャルメディアの活用に係る練馬区社会福祉協議会ガイドライン」を遵守する。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規定は、平成26年8月1日から施行する。